

(4) バターの種類など

バターの種類			
分類	バラ (国産/輸入)	ポンド (主に国産)	家庭用 (主に国産)
用途	業務用		—
	工場向け 製菓、飲料等	店舗向け 外食、製菓、製パン	料理、パン、菓子
形状・賞味期限等	20kg～25kg／個 冷凍保存2～3年 イメージ：  (段ボール箱/個)	450g(1ポンド)／個 冷蔵保存180日 イメージ： 	100g～225g／個 冷蔵保存180日 イメージ： 
*このほか食味(無塩や加塩バター、発酵バター)や、形状(シートバター:クワッサン等に利用)による種類分けがある。			

国が輸入するバターは、主にバラバターとよばれる品質保持期限の長い業務用の冷凍バター(主に25kg)である。この輸入したバラバターを国産のバターに置き換えることにより、乳業メーカーは、国産のバラバターに加工されていた生乳を、家庭用やポンドバター(業務用・冷蔵バター(約450g))等のバター製造に回すことができるようになる。これにより、家庭用のバターの安定的な供給につながる。

(5) バターの安定供給に向けた対応

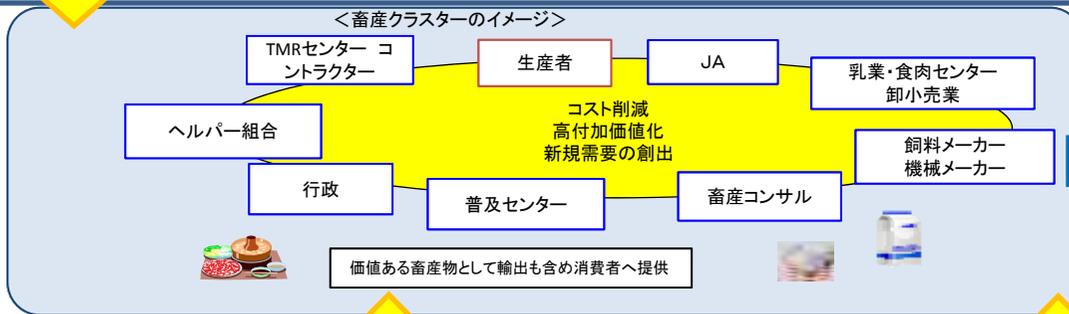
生乳生産基盤の強化

- 農家戸数や飼養頭数の減少など畜産・酪農の生産基盤の弱体化が懸念されている中、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創出していくことが課題。
- このため、昨年度から、畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集した高収益型畜産体制(畜産クラスター)の構築のための新たな取組の実証や地域の中心的经营体の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な機械のリース及び施設整備等を支援。

高収益型畜産体制構築事業

検討会の開催、
新たな取組に関する調査・実証への支援

実証成果を
全国的に普及



地域の関係者が連携・結集した取組により、
生産コストの低減、高付加価値化
地域内の畜産の中心的经营体への
再編・合理化
を通じて、地域の畜産の収益性を向上し、
生産基盤を強化。

補助率を原則1/3から
1/2に嵩上げ

畜産収益力強化対策

個別経営体も対象
(法人経営、法人化の計画を有している家族経営)

畜産収益力強化支援事業

中心的经营体の収益性の向上等に
必要な機械のリース整備を支援
(1/2以内補助)



<機械のリース整備を支援>



搾乳ロボット



バルククーラー



汎用型(稲WCS、トウモロコシ等に活用)飼料収穫機

地域の収益性向上のための
畜産クラスター計画に定められた
中心的经营体

- ・畜産農家
- ・新規参加者
- ・飼料生産受託組織

畜産競争力強化整備事業

中心的经营体の収益性の向上等に
必要な施設の整備を支援
(1/2以内補助)



<施設の整備を支援>



ミルクングパーラー



飼料調製施設



畜産環境対策施設

(公社等が整備し、中心的经营体に貸し付ける場合も含む)

(5) バターの安定供給に向けた対応 追加輸入

- 27年度は、カレント・アクセス分として、1月にバター2.8千トンの輸入を決定すると同時に、国家貿易によるバター輸入の運用方針を新たに公表し、1・5・9月に輸入の必要性を判断し、必要な場合は輸入すること等を決定。
- 27年5月、年末のバター需要期における安定的な供給、夏の気象状況等による生産減の可能性等を考慮し、バター1万トンの追加輸入を決定。

バターの国家貿易の状況

26 年度	輸入決定時期	2月 カレント・アクセス	5月 追加輸入	9月 追加輸入	合計 (製品重量)
	引渡期限	26年9月	26年11月	27年3月	
	輸入数量	3,000トン	7,000トン	3,000トン	
27 年度	輸入決定時期	1月 カレント・アクセス	5月 追加輸入	9月 追加輸入	合計 (製品重量)
	引渡期限	27年7月	27年10月 (※1)	28年3月	
	輸入数量	2,800トン	10,000トン (※2)	— (※3)	

- 1: 2,000トンについては、10月までに輸入するが、国内の需給状況を見ながら、引渡し(機構からの売渡し)時期を決定
- 2: 10月中に引き渡す8,000トンのうち2,000トンは、1~5kgの小物バター等とする
- 3: 需給状況を踏まえ、輸入の有無も含め判断

カレント・アクセス: 独立行政法人 農畜産業振興機構(機構)が、国際約束に従って、生乳換算13.7万トン/年のバター等を輸入するもの。

追加輸入: カレント・アクセスによる輸入を実施しても、なお不足が生じるおそれのある場合に、機構が農林水産大臣の承認を受けて、バター等を輸入するもの。

(参考1)平成27年度におけるバター¹の国家貿易による輸入の方針(平成27年1月23日公表)

平成27年度については、昨年のバター不足を踏まえ、生乳生産基盤を強化する対策を着実に進めるとともに、国家貿易による輸入について、次のように対応することにより、バターの安定供給を図ってまいります。

1. 運用改善

メーカー、ユーザー等にあらかじめ輸入スケジュールを知らせることにより、安心して需要量に見合った供給を行えるようにするとともに、ユーザーが直接輸入品を利用できるようにすることにより、国内のバター製造に要する期間から生ずるタイムラグを無くすための運用改善を行います。

(1)輸入決定時期の明確化

平成27年度は、1月、5月及び9月に輸入の判断を行う。ただし、輸入の有無や量は、その時点での需給状況を踏まえて判断する。

(2)輸入品の引渡時期の早期化

輸入品が、需要期に確実にユーザーに届くよう引渡期限を設定する。特に、年末の需要期に向けては、遅くとも10月までにユーザーに引き渡されるよう設定する。

(3)輸入対象とする形状の拡大

ユーザーが限られるバラバター(25kg、冷凍)のみでなく、洋菓子店等でも直接利用できる形(1~5kg、冷凍)の輸入を行う。

2. 情報共有・発信

店頭²に常に一定量が供給されるよう、上記1のとおり輸入の運用改善を図るとともに、不足の可能性が生じた時点で、事前に迅速な対応が行えるよう、行政・製造メーカー・乳業団体等が緊密に情報共有を行い、一丸となって早めに対応していきます。

(1)情報共有

バターの需給状況について、行政・製造メーカー・乳業団体が緊密に情報交換や協議を行い、不足の兆候を早めに共有し、迅速な対応が行えるようにする。また、ユーザーや小売店等との情報共有にも努める。

(2)情報発信

消費者やユーザーに対し、バターの需給について、適切な情報提供に努める。

(参考2)平成27年度のバターの需給見込み

- 平成27年度については、乳製品向け生乳の主産地である北海道の生乳生産量が回復傾向にあり、バターの生産量も増加する見込み。
- 5月に決定した追加輸入により、バターの年度末在庫量は前年を上回る見込み。

平成27年度の生乳生産等の見込み(Jミルク7月23日公表データ)

生乳生産量		732.6万トン	(▲0.1%)
	北海道	386.1万トン	(+1.1%)
	都府県	346.5万トン	(▲1.3%)
牛乳等向け処理量		392.4万トン	(+0.3%)
乳製品向け処理量		334.7万トン	(▲0.4%)
バター	生産量	63.3千トン	(+2.7%)
	輸入量	12.8千トン	(▲1.0%)
	消費量	74.8千トン	(+1.0%)
	在庫量	19.2千トン	(+7.4%)

※ カッコ内の数値は対前年度比(%)

※ 生乳生産量及び牛乳等向け処理量、乳製品向け処理量は生乳ベース。

※ バター生産量等は製品ベース。また、消費量は推定出回り量。在庫量は、3月末現在。

(5) バターの安定供給に向けた対応 メーカー等への働きかけ

- 生産者団体は、平成27年度、生クリーム等やチーズ向け生乳からバター等向け生乳への振替対策を実施。バター等向け処理量は27年度(4-7月)は前年同期比+4.3%の増加。
- 農林水産省は、メーカー等に対して、特に家庭用バターの安定供給を依頼。
- 今後も、メーカー等に対して、特に家庭用バターの安定供給を求めていくとともに、小売店や消費者の不安を招かないよう丁寧に情報を発信。

バターの流通実態(平成25年度推計)

